

【きのこの話】きのこ狩りの注意点：①きのこ狩り禁止の場所には入らない②ゴミは持ち帰る

農業用廃プラスチック等回収（分別収集）を実施します。

▼日時＝11月8日（火）・9日（水）午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

▼内容＝8日（火）

- ① 農業用ポリエチレン（スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカエース・ユーラックなど）
- ② グリーン、黒マルチなど
- ③ 灌水チューブ・肥料袋（織った肥袋とは別に結束する）
- ④ ブルーシート（金属部は取除く）・織った肥料袋
- ⑤ 不織布（パオパオ・ラブシート・パスライトなど）
- ⑥ 防ひよう・防鳥ネット・寒冷紗
- ⑦ 農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。



▼内容＝9日（水）

- ⑧ 農業用ビニール（グリーンエース・キリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど）
- ⑨ 廃パイプ
- ⑩ 育苗箱・あぜ波シート
- ⑪ 塩ビパイプ
- ※⑨、⑪は約2mの長さに束ねる。
- ⑫ マイカ線
- ⑬ 土壌消毒用空き缶
- ※よく洗浄し、乾燥したものに限り。
- ⑭ オイル空き缶

※上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。缶の中が確認できるもので20L缶のみ回収します。また、上フタも併せて回収します。

※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑭にそれぞれ分別してください。分別したものをつづら折りにし、同質材のヒモではずれないように2か所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等（針金など）がついて

いる場合は必ず取り除いてください。

▼場所＝

JAFつつのみや上三川野菜集荷所（上蒲生378番地）

▼処理負担金＝

農業用廃プラスチック類、廃パイプ、廃ポリエチレン類、廃ビニール類、土壌消毒用空き缶、ペール缶、オイル缶（20L缶）
↓重量負担15円/kg（100円未満切捨て）

▼その他＝

○委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。○廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先＝

JAFつつのみや上三川野菜集荷所
 ☎6688
 ☎6688
 産業振興課 農産園芸係
 ☎9138

10月は「土地月間」です

【大規模な土地取引には届出が必要です】

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要です。

○届出の必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化調整区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合（一団の土地）には、個々の契約ごとに届出が必要です。

○届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

○届出者

権利取得者（土地売買の場合は買主）

○届出期限

契約日から2週間以内（契約日を含む）

○届出書類

- 土地売買等届出書
- 2部（正本1部、副本1部）

▼問い合わせ先＝

企画課 土地利用調整係
 ☎9141

登録型本人通知制度のお知らせ

登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の早期発見・抑止のため、証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。町では、平成25年4月からこの制度を実施しています。

▼登録できる方▼

- ・上三川町の住民基本台帳に記載されている方及び記載されていた方
- ・上三川町の戸籍に記載されている方及び記載されていた方

▼登録申請窓口▼

住民生活課 総合窓口係

平日午前8時30分～午後5時15分

※木曜日のみ午後7時まで

▼登録申請に必要なもの▼

窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・個人番号カードなど)

※本人が申請できない場合は、代理人が申請することも可能です。その場合、事前に住民生活課総合窓口係にお問い合わせください。

▼登録期間▼

登録してから3年間(更新も可能)

▼通知の対象となる証明書▼

住民票の写し(除かれた住民票も含む)

住民票記載事項証明書

戸籍の附票の写し

戸籍の謄抄本(除かれた戸籍も含む)

戸籍記載事項証明書

※ただし、請求を受けたすべての証明書が通知の対象とはなりません。

▼問い合わせ先▼

住民生活課 総合窓口係



9-1-25

上三川の自然災害

第七話 雷

ある夏の日のことです。

南西の空がにわかにもっと暗になり、稲光が見えました。そのとき一緒にいた方が、「サンバイライサマだから足がはえぞ」とおっしゃいました。

なるほど、黒い雲は見る間にこちらに近づいてきて、一時間もたたないうちにすごい雷雨。あとで「サンバイライサマ」とは何か聞いたところ、小山市の三拜川岸方面に見える黒雲は直ぐに近づいてくるといわれていることを教えてもらいました。

この言葉に限らず、言い伝えの中には雷に関するものを見つけることができます。「くそを隠せ」は有名ですが、「蚊帳にはいる」はもう死語でしょうか。

いずれにせよ、言い伝えは、雷の存在を遠くにあるうちから予知し、頭上にある雷からは身を隠すということを伝えてくれます。

栃木県は雷が多いことで有名で、お隣の宇都宮市など「雷都」などというネーミングをつけているようです。

夏になれば雷が鳴るのが当たり前と考えがちですが、毎年亡くなる方もいる危険な災害です。

時には言い伝えを思い出し、雷には十分注意し、雷鳴を聞いたら必ず屋内などの安全な場所に避難してください。

